

旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地活用事業事業者募集実施要領

第1 事業の目的及び背景

日高市（以下「本市」という。）では、令和5年度から順次空き施設となった旧武蔵台中学校及び旧高根中学校の有効活用を図るため、市民の意向把握、民間事業者への調査の結果を踏まえ、令和6年3月に「日高市学校跡地活用基本計画」を策定し、さらに学校ごとのより具体的な活用の方向性を示した「日高市学校跡地個別活用計画（旧武蔵台中学校）」及び「日高市学校跡地個別活用計画（旧高根中学校）」を令和6年9月に策定しました。

本募集は、これらの計画に基づき本市の地域活性化や施設の早期の有効活用を目的に、公募により、民間事業者のノウハウを活かした提案を求め、学校跡地の活用を行うに当たり優先交渉権者を選定するものです。

第2 趣旨

旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地活用事業事業者募集実施要領（以下「本実施要領」という。）は、旧武蔵台中学校及び旧高根中学校跡地について、地域活性化に資する活用を図るために実施する事業者の公募（以下「本公募」という。）に関して、必要な事項を定めるものです。

第3 募集概要

1 対象施設

旧武蔵台中学校（埼玉県日高市武蔵台六丁目150番地1）

旧高根中学校（埼玉県日高市大字女影1180番地）

2 活用手法

対象施設の土地及び建物の買取り又は建物の賃借とし、現行用途制限内での活用を募集します。

3 募集内容

「旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地活用事業事業者募集要項」（以下「本募集要項」という。）のとおりとします。

第4 選定方式

本実施要領及び本募集要項に基づき提出された企画提案書等を総合的に比較検討し、最も優れた提案を行った事業者を、優先交渉権者として、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定します。

第5 参加資格

本公募に応募する事業者は、法人格を有する事業者又は法人格を有する複数の事業者で構成されるグループであって、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。

なお、グループでの応募に当たっては、グループを構成するすべての事業者が要件を満たすものとしします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 参加表明書（下記第10参照）の提出以降に官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- 4 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する者、その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のため利用する者に該当しない者であること。
- 6 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体。
 - (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体。
- 7 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者であること。
また、グループによる応募の場合には、次に掲げる事項に留意してください。
 - (1) 代表となる事業者を定めること。
 - (2) 単独で応募した事業者は、グループの構成員となることはできないこと。
 - (3) 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできないこと。
 - (4) グループの構成員がそれぞれ果たす役割を書面により明確にすること。

第6 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりです。

内容	日程
募集要項等の配布	令和8年9月7日（月）～10月23日（金）
質問書の受付	令和8年9月7日（月）～9月30日（水）
質問に対する市からの最終回答	令和8年10月2日（金）
参加表明書等の受付期限	令和8年10月23日（金）
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年11月17日（火）
企画提案書等の受付期限	令和8年11月20日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年12月21日（月）
優先交渉権者の決定 基本協定の締結	令和9年1月上旬（予定）
地元説明会の実施 （優先交渉権者も参加）	令和9年2月下旬（予定）
仮契約の締結（買取りの場合）	令和9年3月上旬（予定）
本契約の成立	令和9年6月中旬（予定）（買取りの場合） 令和9年4月上旬（予定）（賃借の場合）
現地引渡（※）	令和9年6月中旬以降（予定）（買取りの場合） 令和9年4月上旬以降（予定）（賃借の場合）

※買取りの場合は、売買代金の支払い、所有権移転後の現地引渡となります。

第7 現地視察

公募期間中の現地視察は随時受け付けますので、下記URL（本市ホームページ）より申し込みください。

<https://www.city.hidaka.lg.jp/soshiki/sogoseisaku/zaisei/shisetsukanri/seisaku/zaisei/kokyoshisan/24408.html>

第8 参考図面等の閲覧について

参考図面等（本募集要項の参考資料以外に必要な図書等）の閲覧については次のとおりです。

1 参考図面等閲覧受付期限

企画提案書等の受付期限（下記第 1 3 参照）まで随時受付

2 提出書類

参考図面等閲覧申請書【様式 1】

3 提出方法

担当課所（下記第 2 4 参照）宛てに電子メールにて申請してください。メールの件名は、「【旧武蔵台中学校・旧高根中学校】参考図面等閲覧申請書（事業者名）」としてください。

4 その他

参考図面等の閲覧を希望される事業者は、申請書を提出後に日程調整の上、日高市役所に来庁し図書等を閲覧していただきます。

なお、閲覧資料は印刷物のためカメラ等による撮影は可能としますが、メール等での資料提供はいたしません。

第 9 質問と回答

本公募に関する質問（対象施設の活用や用途に関する質問を除く。）の受付及び回答については次のとおりです。

1 質問受付期間

令和 8 年 9 月 7 日（月）～ 9 月 30 日（水）午後 5 時

2 提出書類

質問書【様式 8】

3 提出方法

担当課所（下記第 2 4 参照）宛てに電子メールにて提出してください。メールの件名は、「【旧武蔵台中学校・旧高根中学校】質問書（事業者名）」としてください。

4 質問に対する回答方法

適宜、本市ホームページに掲載します。

なお、最終の回答日は令和 8 年 10 月 2 日（金）を予定しています。

5 その他

質問に対する回答は、本実施要領、本募集要項等の追加又は修正事項とみなして取り扱います。

なお、対象施設の活用や用途に関する質問及び相談については、下記 URL（本市ホームページ）の「学校跡地利用に関する質問票」より個別にご相談ください。

<https://www.city.hidaka.lg.jp/soshiki/sogoseisaku/zaisei/shisetsukanri/seisakuzaisei/kokyoshisan/24408.html>

第 1 0 参加表明書等の提出

参加表明書等の提出については次のとおりです。

1 提出書類

- (1) 参加表明書 【様式 2】 1 部
※単独応募用又はグループ応募用のいずれか。
- (2) 事業者概要書【様式 3】 1 部
※添付書類含む。
※グループで応募する場合は、事業者ごとに様式及び添付書類を提出してください。
- (3) 活用事業内容概要書【様式 4】 1 部

2 申込区分

希望の活用方法（買取り又は賃借）を選択の上、活用を希望する施設ごとに参加表明書を提出してください。

なお、両施設を希望する場合も、施設ごとに参加表明書を提出してください。

ただし、両施設とも優先交渉権者に選定された場合において、一方の施設のみを辞退することはできず、その場合は両施設とも辞退したものとみなします。

3 提出方法

直接持参又は郵送にて担当課所（下記第 2 4 参照）に提出してください。

4 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時必着

5 その他

持参の場合は、担当課所（下記第 2 4 参照）へ事前連絡し、日程調整の上、来庁してください。

また、郵送の場合は、配達日時が確認できる方法とし、事前に郵送提出の旨を担当課所（下記第 2 4 参照）まで電話連絡してください。

※提出された参加表明書等は、返却しないものとします。

第 1 1 第一次審査（書類審査）

参加表明書等の提出書類をもとに、資格要件と提出書類の第一次審査を行います。

第一次審査の通過者については、審査を通過した旨の通知書及び第二次審査（プレゼンテーション）（下記第 1 4 参照）の案内を令和 8 年 11 月 17 日（火）に電子メールにより通知します。また、第一次審査の失格者については、失格となった旨の通知書を令和 8 年 11 月 17 日（火）以降に郵送します。

なお、同一物件に対して買受希望と借受希望の双方の申込みがあった場合、申込みのあったすべての応募者に対して第一次審査を行います。第二次審査においては、第一次審査を通過した買受希望提案を優先し審査を行います。（下記第 1 5 参照）

そのため、この場合において、借受希望者が第一次審査を通過したときには「保留」扱いとし、その後の審査の流れについては、上記通知書の案内とあわせて、本市より通知します。また、本市と買受希望者が土地建物売買契約を締結した際には、「保留」扱いを解除し、「非選定」とします。

第 1 2 辞退について

参加表明書等の提出後に応募を辞退する場合は、次のとおり書類を提出してください。

1 提出書類

参加辞退届【様式 9】

※単独応募用又はグループ応募用のいずれか。

※辞退理由を必ず明記してください。

2 提出方法

直接持参、郵送又は電子メールにて担当課所（下記第 2 4 参照）に提出してください。電子メールで提出する場合、メールの件名は、「【旧武蔵台中学校・旧高根中学校】参加辞退届（事業者名）」としてください。

3 提出期限

令和 8 年 12 月 18 日（金）午後 5 時必着

4 その他

持参の場合は、担当課所（下記第 2 4 参照）へ事前連絡し、日程調整の上、来庁してください。

また、郵送の場合は、配達日時が確認できる方法とし、事前に郵送提出の旨を担当課所（下記第 2 4 参照）まで電話連絡してください。

第 1 3 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等（2 提出書類等 に掲げるもの）の提出については次のとおりです。

1 企画提案書の主な記載事項

- ・事業概要等（実施方針・コンセプト・施設の有効活用・事業効果）に関すること
- ・事業の実施体制に関すること
- ・事業の継続性に関すること
- ・地域への貢献に関すること
- ・施設の維持管理に関すること【借受希望の場合のみ】

2 提出書類等

- (1) 企画提案書【様式 5】

※添付書類含む。

- (2) 資金計画書【様式 6】

- (3) 希望価格書【様式7】（正本のみ）
※各学校用、各活用方法用に様式あり。
- (4) プレゼンテーション資料
※第二次審査（プレゼンテーション）（下記第14参照）において、企画提案書以外の資料を用いる場合のみ提出。
- (5) (1)から(4)までの電子データをPDF化しCD-R1枚にまとめたもの

3 提出部数等

紙媒体：各11部（正本1部、副本10部）

※希望価格書は正本のみ。

電子データ：CD-R1枚（提出書類データ（PDF））

※副本については、選定委員会（下記第15参照）での公平かつ公正な審査のため、事業者名を記載することや、事業者を特定できる表現を用いることを禁止します。

※書類提出後の内容変更及び差替えは原則として認めません。

※提出された企画提案書等は、返却しないものとします。

4 提出方法

直接持参又は郵送により担当課所（下記第24参照）へ提出してください。

5 提出期限

令和8年11月20日（金）午後5時必着

6 プレゼンテーション資料

第二次審査においては、プロジェクターを使用し、プレゼンテーション資料を用いて説明を行うことが可能です。プレゼンテーション資料による説明を希望する場合は、次の仕様に沿って資料を作成してください。ただし、資料として、企画提案書の内容から逸脱したものは認められません。

- ・用紙サイズ：A4（紙媒体については横方向）
- ・枚数：15ページ以内
- ・表題：「旧〇〇中学校跡地活用事業事業者提案書」

※表紙は枚数に含みません。また、選定委員会（下記第15参照）での公平かつ公正な審査のため、事業者名を記載することや、事業者を特定できる表現を用いることを禁止します。

7 複数提案の禁止

1応募者につき1提案とします。

なお、グループ応募で構成員となっている場合も1応募者とみなします。

8 費用負担

応募書類の作成等に伴う費用はすべて応募者の負担とします。

9 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料等は、本プロポーザルへの応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

10 企画提案書等の取扱い

企画提案書等のうち2（4）プレゼンテーション資料の著作権は応募者に帰属するものとします。企画提案書等の内容等については、審査結果の公表において、本市が認める範囲内で公表できるものとします。

また、日高市情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づく開示請求があった場合には、原則としてすべての企画提案書等を開示します。ただし、公にすることで、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる等の理由により、非開示情報に該当すると判断される情報を除きます。

11 個人情報の取扱い

企画提案書等に記載された個人情報は、優先交渉権者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

12 その他

持参の場合は、担当課所（下記第24参照）へ事前連絡し、日程調整の上、来庁してください。

また、郵送の場合は、配達日時が確認できる方法とし、事前に郵送提出の旨を担当課所（下記第24参照）まで電話連絡してください。

第14 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査を通過した応募者に対する第二次審査（プレゼンテーション）については次のとおりです。

なお、参加表明書等の提出時において、同一物件に対して買受希望と借受希望の双方の申込みがあった場合、第一次審査を通過した買受希望提案についてのみ第二次審査を行い、借受希望者は「保留」扱いとします。また、借受希望者の第二次審査を行う際は、本市より別途通知します。

1 実施日時

令和8年12月21日（月） ※詳細については、後日通知します。

2 実施場所

日高市役所内を予定 ※詳細については、後日通知します。

3 所要時間

1 応募者につき、50分以内とします。

- ・準備：10分以内
- ・事業提案：25分以内
- ・質疑応答：15分以内

4 内容

企画提案書等の説明

5 参加人数

1 応募者につき、3 人までとします。

なお、グループの場合は、5 人までとします。

6 使用機器

パソコンを使用する場合は、HDMI 端子（タイプ A）のあるパソコンを用意し、当日持参してください。

なお、プロジェクター、スクリーン及び HDMI ケーブルは担当課所（下記第 2 4 参照）で用意します。

第 1 5 審査方法等

審査方法等については次のとおりです。

1 選定委員会の設置

地域の活性化や学校跡地の有効活用を図るために最も優れた提案を行った事業者を、厳正かつ公平に選定するため、本公募の選定委員会を設置します。

2 審査及び配点

本公募の審査は、選定委員会の各委員が事業提案プレゼンテーション等に基づいて行う企画内容審査の審査点と、価格審査による審査点を合計した総合評価点により、審査を行います。

企画内容審査点が 6 割（基準点）以上の者を優先交渉権者とし、総合評価点の点数が高い順にその順位を決定します。

なお、企画内容審査の評価項目及び配点等については「旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地活用事業事業者審査基準書」の「別紙 企画内容審査の評価項目及び配点等」のとおりとします。

また、企画内容審査点が 6 割（基準点）に満たなかった場合は失格となり、価格審査を含めた総合評価の対象とはなりません。

3 買受希望と借受希望の双方の提案があった場合の取扱い

参加表明書等の提出時において、同一物件に対して買受希望と借受希望の双方の申込みがあった場合、第一次審査を通過した買受希望提案についてのみ第二次審査を行います。この場合において、買受希望のすべての優先交渉権者が辞退もしくは失格となったとき、又は土地建物売買契約が成立しなかったときには、同時に申込みのあった借受希望提案の内、第一次審査を通過した応募者について、第二次審査を行います。

4 応募者が 1 者のみの場合の取扱い

企画内容審査点が 6 割（基準点）以上の場合、本実施要領、本募集要項等の

要件を満たすと判断し、当該応募者を優先交渉権者として決定します。

第 16 選定結果の通知等

第二次審査の選定結果の通知については次のとおりです。

1 通知日

令和 9 年 1 月上旬（予定）

2 通知方法

応募者全員に対し、電子メールで連絡した上で通知書を郵送します。

3 その他

選定結果については、本市ホームページで公表します。公表は第一位の優先交渉権者（以下「第一優先交渉権者」という。）の事業者名、並びに参加事業者全員の総合評価点のみとし、第一優先交渉権者以外の事業者名は公表しません。

第 17 基本協定の締結

優先交渉権者及びその順位の決定後、本市と第一優先交渉権者において事業を円滑に行うことを定めた基本協定を締結します。

なお、第一優先交渉権者が基本協定を締結しない場合は、辞退したものとみなし、それ以降順次繰り上げて各優先交渉権者と基本協定の締結に向けた協議を行います。

第 18 事業計画書の提出

基本協定締結後、本市と十分な協議の上、提案内容に基づく事業計画書を提出していただきます。

第 19 地元説明会

基本協定締結後から買取りの場合は仮契約締結前まで、賃借の場合は本契約締結前までの間に、第一優先交渉権者には、本市の主催による提案内容に関する地域住民等への説明会に参加していただきます。

なお、開催は令和 9 年 2 月下旬頃を予定していますが、日時及び場所等については、本市と協議の上、決定することとします。

第 20 仮契約の締結（買取りの場合）

地元説明会の実施により地域住民から一定の理解が得られ、かつ協議を進めた結果、本市及び第一優先交渉権者双方が合意に達した場合、買取りの場合は土地建物売買仮契約を締結します。

第２１ 財産処分の申請・承認

第一優先交渉権者の決定後、本市が文部科学省に財産処分申請書を提出し、次項に掲げる本契約の締結までに財産処分に係る手続を行います。

第２２ 本契約の成立（議会の議決）

仮契約の締結及び文部科学省への財産処分に係る手続が完了した後に、公有財産の売払いに係る財産処分について議会の議決を得て本契約が成立します。議会の議決を得られない場合は、本契約が成立しないものとします。

なお、賃借の場合は地元説明会の実施により地域住民から一定の理解が得られ、かつ協議を進めた結果、本市及び第一優先交渉権者双方が合意に達した場合には仮契約及び議会の議決を得ることなく、本契約となります。

また、本契約が成立しない場合においては、それまでの検討・準備に要した費用等について、本市では一切補償しません。

第２３ 失格について

応募者が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 参加資格の要件を満たさない場合
- (2) 企画提案書等の提出方法や提出期限などが守れなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画内容審査点が６割（基準点）に満たなかった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等が認められた場合

第２４ 担当課所

担 当 課 所 ： 日高市 総合政策部 財政課 施設管理担当

所 在 地 ： 〒 3 5 0 - 1 2 9 2 埼玉県日高市大字南平沢 1 0 2 0 番地

電 話 番 号 ： 0 4 2 - 9 8 9 - 2 1 1 1 （内線 2 2 1 8、2 2 1 9）

ファックス ： 0 4 2 - 9 8 9 - 2 3 1 6

電子メール ： zaisei@city.hidaka.lg.jp